

## 長期優良住宅認定制度における手続の変更について

『長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律』が  
令和4年2月20日より施行されます。

これにより現行の『長期優良建築等計画に係る技術的審査』から  
『長期使用構造等確認業務』への申請に変更となります。

「長期使用構造等の確認」の申請方法は下記のとおりです。

---

### ① 「長期使用構造等の確認」と住宅性能評価を併せて申請の場合

申請書：設計住宅性能評価申請書（4.2.20改定版）

交付書：設計住宅性能評価書（特記事項に確認事項を記載）

### ② 「長期使用構造等の確認」のみの申請の場合（単独申請）

申請書：（長期）確認申請書（新書式）

交付書：長期使用構造等である旨の確認書

\*2月1日以降の『長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査』については  
事前相談とし、2月20日以降に『長期使用構造等確認申請』として受付を  
させて頂くことにいたします。

新書式の申請書の内容につきましては、個別に対応させていただきますので  
下記宛てにご連絡をお願いいたします。

住宅性能評価部 富田

[Tel:03-6202-3317](tel:03-6202-3317)